

議案第 1 1 号

飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

保険医療機関等での電子資格確認の運用開始に伴う改正

飛驒市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市福祉医療費助成に関する条例（平成16年飛驒市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第7条中「社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者医療確保法による被保険者証に添えて受給者証を」を「社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者であることの確認を受けた上、受給者証を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市福祉医療費助成に関する条例の規定は、令和3年3月1日から適用する。

飛驒市福祉医療費助成に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第6条 略 (受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、<u>社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者医療確保法による被保険者証に添えて受給者証を</u> 提示するものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第6条 略 (受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、<u>社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者であることの確認を受けた上、受給者証を提示するものとする。</u></p> <p>以下 略</p>

飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

保険医療機関等での電子資格確認の運用開始に伴う改正

2 改正の内容

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により個人番号カードによるオンライン資格確認が令和3年3月から運用開始されることに伴い、保険医療機関等で医療に関する給付を受ける際の資格確認について改正するもの。

3 施行日 公布の日（適用日：令和3年3月1日）